

(2) 報告事項

令和3年度事業計画

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

基本方針

公益社団法人津法人会は、定款の目的に則り健全な公益団体として、組織・財政基盤の確立に努めつつ、税務当局をはじめ関係民間団体との協調のもとに納税意識の向上に努めるとともに、よき経営者を目指す者の団体として会員の積極的な自己啓発を支援し、これを通じて税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献します。

また、公益法人制度改革の関連法を踏まえ、法人会の一層の公益性・透明性を確保し、安定的な財政基盤、活力ある組織を目指し、積極的に事業活動を展開し法人運営の適正化を図ります。

現在法人会が直面している問題として、組織の維持及び財政基盤の確立のため会員増強が有ります。また本会において従来から法人会の目的を遂行するため様々な事業に積極的に取り組んできましたが、簡保手数料の減少により従来通りの事業運営は困難となります。

その結果、従来から実施されてきた事業全般を見直すとともに、信頼される法人会として
①社会貢献活動及び魅力ある研修活動の展開 ②極めて公益性の高い事業の充実 ③組織・財政の充実強化に努めたいと存じます。

令和3年度の事業計画は次のとおりです。

I 公益目的事業

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図る為の事業（公1）

【事業の趣旨】

本会は名古屋国税局より社団法人の許可を受け、創設以来今日に至るまで、税に関する研修会や説明会、税情報の発信などの事業を行なうことで税知識の普及に努め、税に関する各種コンクールや租税教室、租税教育活動等の事業を行ない、納税意識の高揚に努め、また、税制・税務に関する提言等の事業を行なうことで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。

【事業の内容】

(1) 税知識の普及を目的とする事業

① 税務研修会

時宜に合わせて税制改正、法人税の申告や確定申告・年末調整の解説など正しい税識の普及に関して、本会、支部、青年部会、女性部会がそれぞれ企画し、津税務署の担当官や税理士等の税の専門家による研修会やセミナー、説明会を開催することで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。

〔本会〕

(イ) 税制改正セミナー

津商工会議所と共催で税制改正に関する説明会を開催する。

(ロ) 税制改正説明会

津税務署法人課税担当官が講師になり改正税法の説明会を開催する。

[支部]

津税務署法人課税担当官が講師になり国税等に関する研修会を開催する。

[青年部会]

津税務署法人課税担当官が講師になり国税等に関する研修会を開催する。

[女性部会]

津税務署法人課税担当官が講師になり国税等に関する研修会を開催する。

② 決算法人説明会

各決算月の法人を対象に、決算や税務申告の留意点について説明会を開催することで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。

③ 新設法人説明会

津税務署管内に新しく設立された全法人を対象に、事業の開始に際しての法人税法の留意点・税務上必要な申請・届出等について説明会を津税務署と開催することで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。

④ ホームページ及び広報誌による税情報の発信

本会のホームページでは、各種研修会、講演会の開催状況を掲載するとともに、税に関する情報等（改正税法等）を掲載する。

また、本会の広報誌「ふれあい」に津税務署、三重県津総合県税事務所、津市役所提供の税に関する情報、改正事項、連絡事項等を掲載する。

上記のような税情報の発信を通じて、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業

本会は、健全な納税者団体として税金の仕組みや税の使われ方を教育する租税教育活動を通じて納税意識の高揚に努めることで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。

① 夏休み親子映画会

女性部会が主管となり、津税務署管内の小学生の親子を対象にした税金クイズを行い税金の使途の説明を行なうことで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。また多くの方に来場してもらうためにアニメ等の上映をあわせて行ないます。

② 税に関する絵はがきコンクール

女性部会が主管となり、津税務署管内の小学校高学年を対象として「税に関する絵はがきコンクール」を実施する。

応募作品の内容は、税に関する絵（税金で造られた建物・施設、税金で購入されている物品、税金で行われている仕事等）を絵はがきに書くことで、楽しみながら納税意識の高揚を図ることを目的とします。

③ 租税教室

青年部会が主管となり、津税務署管内の小学校高学年を対象に10校程度を訪問し租税教育用DVDの上映や税金の使途等解説する。小学生が楽しみながら税の必要性や税を身近に感じるような納税意識の高揚を図る活動を行なうことで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。

④「税を考える週間」広報活動

国税庁が毎年11月11日から11月17日までの間に行なう「税を考える週間」における行事の一環として、本会を含む津税務連絡協議会として「中・高校生の税に関する作文」「小・中学生の税に関する標語」「小学生の税に関する習字」の展示及び優秀作品への表彰を行なう。納税意識の高揚に努めることで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。

⑤「税の広場」における租税教育活動

津祭り等地域イベントに際して、「税の広場」（津税務連絡協議会）として租税教育活動を行なう。本会は特に来場者に対して税金クイズを実施し、楽しみながら税の大切さを学んでもらうことで納税意識の高揚を図る活動を行なうことで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。

⑥ 租税教育用下敷き等の配布活動

津税務署管内の小学校高学年を対象に、国と津市の税金の使途を解説した下敷きや税に関するパンフレットを配布し、納税意識の高揚を図る活動を行なうことで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。

(3) 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業

会員を中心に税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人三重県法人会連合会を通じて全法連に上申します。税制及び税務に関する提言は、すべての企業に関連した内容となっている。全法連では、決議された要望事項を有効なものとするため国レベル、単位会（各法人会）レベルで関係機関等に対し要望します。本会では、法人会全国大会で発表された税制及び税務に関する提言を津税務署管内の国会議員、三重県、三重県議会、津市、津市議会に提出します。

また、全国青年の集い、全国女性フォーラム、青年部会連絡協議会、女性部会連絡協議会では、税制、財政及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するために情報交換、意見交換並びに議論を行なう。

2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業（公2）

【事業の趣旨】

法人会では、地域に根ざす法人会の活動の重要な柱の1つとして、平成4年から「企業経営及び社会の健全な発展に貢献」することを基本的指針に掲げています。そして、平成8年度より全国の法人会が各地域において社会貢献事業を積極的に行なうこととなった。本会も、津税務署管内の地域企業の経営に役立つ簿記講座や研修会の開催を

通じて「地域企業の健全な発展に資する事業」を実施し、また中小企業単独では難しい企業の社会的責任（CSR）を果たすため、団体としての組織力を活用し「地域社会への貢献を目的とする事業」を行なうことで、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とします。

【事業の内容】

(1) 地域企業の健全な発展に資する事業

本会が存する津税務署管内を中心とした地域経済の活性化を図るためには、その地域に存する地域企業が健全に発展し、納税や雇用機会を確保することが必要不可欠と言える。そのため、次の活動を行なうことで地域企業の健全な発展に貢献することを目的とします。

① 初級複式簿記講座

津税務署管内の全法人に対して、新たな経理担当者、新採用者を対象に具体例による複式簿記を学習し、誤りのない経理処理により企業会計を健全なものとする講座として津商工会議所と共催することで、地域企業の健全な発展に貢献することを目的とします。

② 経営研修会

本会、支部、青年部会、女性部会単位で、環境関係、社会保険関係、法律関係、資金融資関係、健康関係及びモチベーションアップ関係等経営に役立つ項目について研修を企画・開催し、地域企業の健全な発展に貢献することを目的とします。

(2) 地域社会への貢献を目的とする事業

本会が存する津税務署管内を中心とした地域住民に対して、次のような事業を実施し地域社会への貢献を目的とします。

① 講演会及び研修会

毎年選定したテーマに基づき他で講演等の実績のある講師や専門家を招いて、健康、文化や芸術等に関する講演会や研修会を行なうことを通じて、地域社会への貢献を目的とします。

② 地域におけるボランティア活動

地域社会への貢献を目的として、地域住民が参加しやすいボランティア活動の場を提供します。具体的には、書き損じはがきや未使用切手等の収集を女性部会の研修会等において実施し、公益財団法人ジョイセフ（英文名称：JOICFP）を通じて、途上国の妊産婦や女性を守る活動に参加する機会を提供します。

II 収益事業等

1. 会員の福利厚生等に資する事業（収1）

(1) 保険事業

会員企業は、団体保険料による割安な保険料で加入することができます。

会員企業・経営者等に団体加入による優遇制度を利用した経営者大型総合保障制度、がん保険制度の加入を推進する。

(2) 貸倒保証制度の普及・推進

会員企業の取引先の法的な倒産もしくは遅延等の発生により売上債権が回収できな

くなつた場合、会員企業が被る損害の一定部分をカバーする貸倒保証制度の普及・推進を行なう。

(3) 提携ローンの案内・周知

株式会社百五銀行（百五ビジネスローン）に借入を希望する会員企業が利用できる制度の案内・周知を行なう。

(4) 生活習慣病健診

会員企業の経営者、従業員、家族を対象として健康な日々を送るため、財団法人全日本労働福祉協会三重県支部による生活習慣病健診を実施する。

2. 会員の交流に資するための事業（他1）

(1) 会員交流事業

① 情報交換会

本会及び各部会は、総会や理事会終了後、当年度の活動方針、重点施策等につき協議を行い、目標実現に向け意思統一を行なうことを目的とします。

② 支部施設等見学会

支部ではバス等を利用し、施設等の見学会を行なう。車中では津税務署で借用したDVDの映写により納税意識の高揚を図るなど税に関する知識を深めるとともに、参加者の交流を深めることを目的とします。

③ 部会企業交流会

イ 青年部会

税務研修や経営研修等の終了後に参加者の一層の親交を深めることを目的とします。

ロ 女性部会

バス等を利用し、施設等の見学会を行なう。車中では税金クイズを行い、税に関する知識を深めるとともに参加者の交流を深めることを目的とします。

④ その他の事業

県連各委員会・専務理事会終了後、当年度の活動方針、重点施策等について他の単位会と協議を行ない、目標実現に向け意思統一を行なうことを目的とします。

3. 会員増強事業

理事、支部役員、部会役員懇談会

本会の運営に携わる役員、支部役員並びに部会役員等が当年度の活動方針、重点施策等につき協議を行ない、目標実現に向け意思統一を行なうことを目的とします。